

塩竈市温水プール（ユープル）貸切利用について

①料金について

利用区分		利用料金
プール	メインプール	1 コース 1 時間につき 2,200 円
	幼児用プール	1 時間につき 1,000 円
軽運動場		1 時間につき 500 円

②利用時間について

- (1) 月曜日から土曜日まで午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 日曜日及び休日午前 9 時から午後 5 時まで

備考

1. 「児童・生徒」とは、満 3 歳以上の幼児及び小学校の児童、並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
2. 「一般・学生」とは、一般社会人及び大学生等をいう。
3. 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わずこれに類する料金を徴収して催し等を行う場合をいう。
4. 2 つ以上の利用時間を利用する場合の利用料金は、それぞれの利用料金の合計額とする。
5. 利用した時間が本表に定める利用時間に満たない場合でも、時間割り計算は行わない。
6. 利用時間には、準備又は後かたづけの時間も含むものとする。
7. 本表に定める利用時間外に利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
この場合、利用時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間に切り上げ、10 円未満の端数が生じたときは 10 円に切り上げる。 1 時間の利用料金に 2 割加算した額。
8. 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、本表に定める利用料金の 2 割に相当する額を加算する。なお、利用時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間に切り上げ、10 円未満の端数が生じたときは 10 円に切り上げる。
9. 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町及び利府町の住民以外の者が利用する場合は、本表に定める利用料金の 5 割に相当する額を加算する。なお、利用時間が 1 時間に満たない場合は 1 時間に切り上げ、10 円未満の端数が生じたときは 10 円に切り上げる。
10. 準備又は撤去のため、前日又は翌日利用する場合の利用料金は、本表に定める利用料金の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、「入場料を徴収する場合」は、本表に定める料金とする。